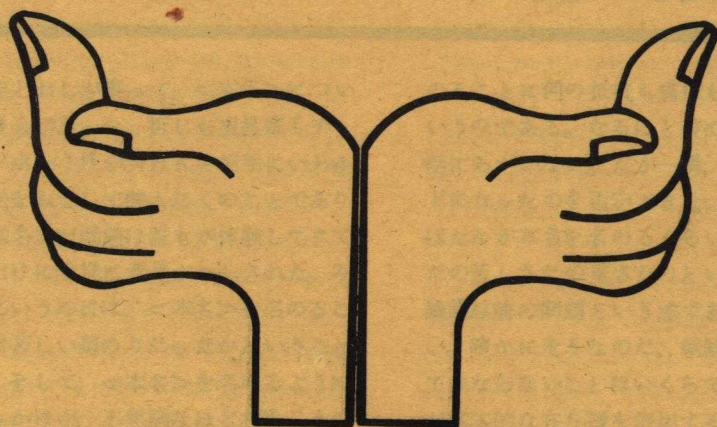


民闘連

ニュース

1976. 4 第10号



目 次

■ 連載論壇・在日朝鮮人の解放に向けて(4)	
— 同 胞 —	朴 聖 圭 1
■ 在日韓国人の地域実践活動報告	
— 川崎 — 学園をとりまく子供と親とそして我々	木 村 健 4
歩みだしたロバの会	6
— 大阪 — “TEF”活動に参加して	金 相 明 7
■ 教育実践報告	
講演一在日朝鮮人教育の一つの指針 (4)	小 田 光 康 9
■ 在日朝鮮人・韓国人子弟の実態調査について	山 本 すみ子 12
■ 在日韓国・朝鮮人の在留権獲得の闘い (2)	有 吉 克 彦 15
■ 論文紹介・経験と自己回復 (3)	鄭 大 均 18
■ 労働省・労研糾弾交渉経過報告	21
■ ミニ情報	22
■ 編集後記	25

● 連載論壇 ●

在日朝鮮人の解放に向けて(4)

— 同 胞 —

朴 聖 圭
(パク ソン ギュ)

同胞青年どおしが集って、〈本名〉について話合う機会があった。折しも崔昌華(チョエ・チャンホ)氏がNHKを相手にいわゆる一円訴訟をおこして間もなくのことでありまた、〈本名〉の問題は誰もが体験してきていることだけに活発に意見がかわされた。みなが一様にいうのには、〈本名〉を名のることがいかに苦しい道のりだったかということであった。そして、〈本名〉を名のようになったきっかけが、不思議なほど相通じるのを見て苦笑を禁じえなかった。自分では民族的自覚をもっているつもりで、頭の中では、〈本名〉を名のらなければならないことをわかっていながら、なかなかそこへ踏み切れない悩みをほとんどの者が通過してきているのだということを知って、何となく安堵したのであった。

自分が朝鮮人であることを言いたくと言えず、〈本名〉に踏み切ろうとして踏み切れないのを内面的な弱さだと、主体性が確立していないからだと論断することはたやすい。けれども、実は〈本名〉を名のるとはそれほど重味をもった行為だということではないのか。ある者は住居を決定的に変えることによって(たとえば大阪から東京へというように)〈本名〉を名のることがはじめて可能になったといった。心機一転、新しい生活を新しい名前前でということであろうか。

そうした中で一人、そのような内心の葛藤なぞ全く理解できぬという者がいた。彼は当初から民族学校に通っていたため、本名を名

めることに何の抵抗も痛痒も感じなかったというのである。なるほど彼にとっては当然の話にちがいない。だが一瞬、場がシラケムードになったのを否定できない。彼にしてみればたかが本名を名のるくらいのことが、悩みの苦しきだの重きだのというのは、いわば論議以前の問題という感であったにちがいない。確かにそうなのだ、朝鮮人としてしなくてはならないことはいくらでもあるのに、ただ基本的な在り様を表出するという、ほんの始発のところでいつまでも拘泥している場合ではない。本名を名のって、その後何をするのかということこそ大切なのであって、問題を〈本名〉そのことにのみ限定してしまうのはあまりにも視野が狭いとものしりを免れない。

がしかし、それにしても彼のような場合は現実にはさして多い数とはいえないはずである。彼を特別扱いするのは、朝鮮人の心情としては自らの力量のふがいなさを告白するようでイヤなのだが、それでもなお《あなたは幸せな人です》という外ないように思われるのである。これは皮肉でもなんでもない卒直な感想であって、実はこういう〈幸せ〉な人間が極く平常のこととして存在するのが望ましいはずである。実際、いつまでも朝鮮人の問題として〈本名〉のことばかり論議されるというのは誰しも決して快いものではない。

ただ〈幸せ〉の彼に対していささか気がかりであったのは、〈お前さん方、何をウジウジいっているのか、俺はそんなところはとっ

くに卒業してしまったぞ」といわんばかりのニュアンスが感じられたことである。彼にとっては目前でかわされる会話があまりにも歯がゆいものであったのは確かであろう。しかし多くの朝鮮人がほとんどそこから出発している現実を無視するならば独善といわれてもしかたがないのではないか。そうした形で高見の見物をするが如く突き放してしまうのは、同胞社会の在り様として許されるべきではない。私たちはいかなる場合にも同胞としての連帯を求めなければならないのであって民族的芽生えの遅いことをもって「ノー」を宣告することはできない。

朝鮮人としての自覚を早くもつことは幸いである。彼のように。しかし自ら朝鮮人である事実に向きあうのが遅れた者を朝鮮人として認めないなどと誰がいうであろうか。20才になれば成人だというのが、朝鮮人にはたとえ30才になっても朝鮮人としての自己を確立しえない場合もないわけではないのだ。そのとき同じ朝鮮人として受け入れるのかどうか大きな分かれ目となるのであって、どのような状態であっても同胞である限り、しっかり同胞として受けとめることが問われているといえる。

民族的自覚が進んでいるとか、遅れているとかいう言い方は適切を欠くかもしれないがそんなことは多くの場合、本人の責任とは関りのない次元で生じている現象なのである。つまり家庭（とりわけ父）の姿勢であるとか居住地域の状態であるとかの、成長期にかけての人間環境を知らなくてはならない。大阪には朝鮮人が多く住んでいるというけれども生野区の小・中学校のように全校生の5分の1とか4分の1とかが朝鮮人だという場合もあれば、一校に1人か2人しかいないというようなこともあって、いちがいには決めつけにくいのである。

このとき凝視すべきは、朝鮮人との接触を全くもちえず家庭もまるで日本風の中で育った者にさえも、必ず朝鮮人であるが故の衝撃が訪れるという現実である。学校の先生が「私は日本人も朝鮮人も何ら変りなく教えて

いる」という自己正当化の台詞があるが、社会に出て、日本人も朝鮮人も何ら変りなく生きていくことができるとの自信をもったの発言だろうかと思うと、よくもまあシラジラしくのたまわることだとあきれる外ない。が、それは一応しておくとして、そのように育ってきた同胞青年が朝鮮人としてカベにぶつかったときに、私たちは同胞としてどうするかということが問題なのである。

結論からいえば、＜いまさら朝鮮人になろうたって、無理だよ＞とはいえないし、いってはいらないのである。彼が朝鮮人である限り、いかに日本風に浸っていようとも、朝鮮人として生きる外に道はない。ただ、その道のりが極めて険しく苦しいことは避けえないのであって、幼少時から朝鮮人体験をもっている者とは容易に並びかねることは十分に覚悟しなくてはならない。

私たちが朝鮮人であるのは、主観的に望む望まないとか、誇りをもつもたないとかいう議論以前の存在なのであって、朝鮮人であるが故の問題は自覚の度合いや内容とは全然関係なしにおとずれるのである。そのとき、同胞として素知らぬふりをするならば、彼は一体どこへ行けばよいのか。それは同胞を見捨てる行為ではないだろうか。朝鮮人として民族的に恵まれた環境にあった者は、その地盤を揺らぐ責務があるといってもよい。つまり同胞社会をより広く、密度の濃いものにすることである。

いかなる理由にせよ、故意に民族を裏切るのでない限り、同胞を切り捨てはならない。たとえ犯罪者であっても、朝鮮人らしさがなくとも、である。それを同胞社会が真正面からとらえないならば、何とうすべらな、ひよわなものかといわれてもしかたがないのではないか。同じ朝鮮人として意にかなうから受けいれたり、気がそぐわないからはねつけるとかいうものでは決してないのである。それもこれもひっくるめて朝鮮人であり、同じ同胞として考えなくてはならない。

たとえば、犯罪についてみるならば、朝鮮人が犯罪にいたるのは多くの場合日本社会の

差別構造の結果だといってよい。すなわち朝鮮人の犯罪の主要な責任は日本社会にあるわけである。しかしながら、より本質的な責任は同胞社会にあるといわねばならない。誰もが差別によって苦しんでいるときに、自分のしんどさに熱中するあまり、他の同胞のしんどさが見えないならば悲しいことである。朝鮮人が差別を受けていると自覚するなら、しかもそれにくじけてはならないと思うなら、ときとして崩れなるとする同胞にも同様の心配りがなくてはならない。それを支えきれないのはむしろ力のいたらなさを悔いるべきであり、恥とせねばならない。

にもかかわらず「犯罪をするような者は朝鮮人の面汚しだ」「そんな少数のために善良な者が迷惑している」などというのはかなりピンとはずれなのである。そこでいう善良とは日本社会に向って善良だということであるが、極端にいえばたまたま善良さを保持するほどの恵れた状況にいたというにすぎないのではないか。追いつめられ方がそれだけ甘かったという程度のことでないだろうか。

朝鮮人が困難に立つとすれば、それは一個人にのみ剣が向けられているのではない。その刃先は実は朝鮮人総体として受けとめねば

ならないはずのものなのである。もし一個人の性根の悪さにのみ責任があるのなら、その個人が論難されることはあっても朝鮮人総体が批難されるのは全く見当違いだし、善良な朝鮮人が何ら迷惑することもない。それなのに「面汚し」だの「迷惑」だのというのは存在基盤が共通していることを逆に認めているのである。

差別されても自分は真面目にやっているのにアイツはぐれてしまった。そんなヤツはどうなってもしかたがない、などというのは論の進め方として逆立ちしている。そうではなくて、差別されても自分は真面目にやっている、アイツにもきっと真面目にやる道があるはずだ、それを一緒に考えよう、差別そのものをなくしていこうとする姿勢が緊要なのである。

要するに同胞としての共同意識をもっと深めなくてはならない。同胞社会の人間的信頼をもっと強く、実り豊かなものにしないでほしいと思う。そうした同胞どおしの連帯を求める努力なしには、日本人との連帯も成り立たないのではないかと。

(兵庫民闘連)

〔読者の声〕

主に朴世一氏の文章について。彼が本国拝の“事大主義、権威主義”的な(運動の)傾向を批判する点は、私も共感があるのですが、問題は<統一—辺倒か地域運動か>の二者択一ではないと信じます。朝鮮青年には<自分の足許から如何に地域同胞の利害と本国情勢を結びつけるか?>という命題が課せられてあるのではないでしょうか?その辺が気にかかりました。止まれ、全国の仲間たちの頑張る息吹きが把めるのは嬉しい限りです。

いつもニユースを送って下さってありがとうございます。今の処、情報(があれば)を伝える事と定期購読する事ぐらいしか出来ていません。

何とも……(いろいろ錯綜して)複雑な気持ちです。が、自分の将来を——その一端でも——民闘連の活動に見る思いがしています。私にとっての希望の的と言うところでしょうか。

東京・石田真弓

在日韓国人の 地域実践活動報告

— 川崎 —
学園をとりまく
子供と親と
そして我々

木 村 健

〔 1 〕

在日朝鮮人青年の運動によって始められた桜本学園が一年を経過した。その一年のなかで、色々な経路によって日本人青年も少数ながら関わりはじめ、今年から日本人教師会も定期的にもち、意識の共有化及び学習会を行ないつつある。日本人青年の学園に関わっているほとんどが、本の上での在日朝鮮人問題を知っているだけであって、現実の生の問題にぶつかる時、自己の甘さと現実の重みにたじろぐ事が度々である。そうした歩みのなかで、地域の日本人の子供や親達の生活の厳しさを知ることとあいまって、在日朝鮮人子弟が中心に据えられた教育自体への感情的な反発も加わり、日本人子弟は日本人青年が、朝鮮人子弟は朝鮮人青年が受け持つという単純な機能分化を唱えた一時期もあった。しかしそれがこの朝鮮人多住地域に住む日本人が持っている反発と同じ延長線上のものだと気付いた時、自からの差別意識の深さに愕然とさせられた。

在日朝鮮人子弟は在日朝鮮人青年がという言葉自体は、一面、在日朝鮮人子弟の民族性

の自立という様な事は、最終的には在日朝鮮人青年の力なくしては為し遂げられないという原則を含みつつも、それを楯に、自からの責任性の逃避と根深い差別意識をあらわす何ものでもなかったと言える。また、民族教育の意味を軽薄に解釈し、この地域の特殊性をもちえりみず、民族教育が在日朝鮮人子弟には、民族への自覚ということにより人間らしく生きることへの出発となり、日本人子弟にも共に人間らしく生きる為互いの立場を認めあい理解しあう仲間作りといった人間教育と同義語に、活動の発展により成りえることにまったく気付かなかった。しかし、我々は何らの展望すら持ち得ていない。けれど、東北の出稼ぎ、九州の炭鉱離職者、沖縄出身者、また何らかの理由で住まざるを得なかった人々が大半であるこの地域。生活破壊や貧しさにあえぐ日本人の親達に積極的に入り込んでいくこと、また、その親達が我々と同じ様に持っている複雑化された差別構造を見据えていくこと、その永い積み重さねのなかでしか我々の展望は、あり得ないと考えるようになった。

そして、それよりもあらゆる意味においてもっとしんどい所で生きている、生きざるを得ない在日朝鮮人の親達、そして、その子供達……。

〔 2 〕

桜本学園は、在日朝鮮人子弟、障害児、その他生活保護家庭の日本人子弟といった、さまざまなしんどさを背負った子供達を中心に据え活動を展開しようとしている。差別にまけない子、差別をしない子という言葉を目標に、永い時間の単位のなかで、そして広い意味での地域の解放を目指している。

そういったなかで今年から学童保育「ロボの会」が、7年間の桜本保育園を土台に、継続して子供を見守っていけるようにという保育母さん達の願いと、地域の親達の要望によって作られた。小学1年～3年を対象に、月曜～土曜の下校時から5時半すぎまで、低学力の克服と仲間づくりを民族教育の柱に行なお

うとしている。学校教育の補充としてではなく、また家庭教育の肩替りとしてでもなく、独自の教育運動として、学校、家庭にも影響を与えられるものとして展開できればと願っている。

特に、在日朝鮮人子弟の場合、本名で学校に通うこと等の問題を含め、現実的には日本の学校に行かされているという現実がある以上、学校に対し積極的に取り組み、協力関係を作り出していかねばならない。

小学4年～6年は、昨年より週一日増やし週3日とし、うち1日をクラブ活動として土曜日に取り、野球、サッカー、バドミントンまた色々な文化クラブをすることになりました。4月17日のクラブ説明会には、150名を超える子供達が集まり、スポーツや文化活動を通しての地域での仲間作りといったひとつの拠り合いを見せようとしている。

小学4年～6年の課題は、昨年1年間の実践を踏まえつつ、また家庭訪問等を徹底化することに置いている。地道な実践の積み重ねが必要であり、我々学生の悪い癖である頭だけでの作業をやめなければならない。

中学生の場合、週3回勉強をみている。中学生の大きな問題は、やはり低学力であり、小学校6年間の落ちこぼれと加速化していく勉強量についていけないことの積み重ねによる。それは小学生の場合と同じく家庭状況との密接なつながりをもっている。6畳1間に5人家族が住んでいるというように、勉強のできるような環境ではなかったり、また母子家庭とか共働きで忙しく、子供に対する家庭教育が充分なされていないといったことが原因している。

中学生の低学力に対して具体的には高校受験を視野において克服せざるを得ず、暮からるヶ月間、合宿を狭んで毎日受験勉強を行なった。それは子供や親の要求に乗っかることになり、また悪しき受験体制にも迎合する形となった。しかし、そのようななかから連日子供達と顔をつきあわせていくなかで、彼らの抱えている朝鮮人であることからの逃避とか、日本人の場合にも言える母子家庭と

か、離婚による親兄弟の別居等といったしんどさが見えてきた。

受験勉強に一方で回執しながらも、ある一定の信頼の基盤をつくりつつあると思う。そういったなかから、卒業しバラバラになってゆく子供をつなぎとめ、それらの子供をそのまま切れることなく、色々出てくるであろう問題を受けとめる体制を作ろうという意図から、高校生の会が発足しようとしている。最低限第2第4日曜日に集まって話しをしたり遊びにいたりといった関係を子供たちの間で持つに至った。

しかし、そのような仲間からもはずされている子供がいる。公立高校の二次募集を受ける子を教えている時であった。地域の「ワル」グループのリーダー格と見られている生徒がフラリと遊びに来て、机の上にある問題集を何気なく見ながら「こんなの見ても俺なんかは1年生のも出来ねえやあ、今考えれば勉強しとけばよかったよ。」とふともらした言葉のなかに、その子供の差別された状況をかい間見ることになった。その子の両親は毎日飯場に行く。おそらく日々の生活は食うことのみを追われ、子供の教育に気を配ることなど出来はしなかっただろう。またその両親も民族差別から来る貧しさにさらされ、その子供もまた同じ差別にさらされ、小学校の低学年から落ちこぼれ、中学生になる頃には学校教育からも完全に見放なされ、朝鮮人であることから逃げることとあいまって、将来の展望を失ない、非行に走ったと言える。それは長い間の根深い民族差別の所産である。今、彼は中学を出て両親と同じ仕事についている。この子の場合、力が強いということで「非行」に走った、否、走りえた。逆に勉強の出来る子はより一層学校の勉強をすることにより、自からの置かれた状況より脱しようとする。また力もなく、低学力の子供達はどうなるであろう。彼らこそ、自からの武器すら持ち得ず二重に抑圧され、疎外されていると言えるかもしれない。それらの事は、表面的に違って見えようとも、根は同じであることは明らかである。

そのような子供と、どのような付き合いをし
たらいいのかまだ解らない。ただ言えるのは
今の我々には、しつこくつきまといっていく事
しかないということである。

今も、これからも、ただ子供に、地域の親

達に、若く無知なる自からを知りつつ、必死
にぶつかっていくしかない。そう思う今日こ
の頃である。

(桜本学園教師・学生)

歩みだしたロバの会

一 川崎・桜本の学童保育一

私たちは今年の4月から、桜本学園の小学校低学年(1~3年)を対象にして、学童保育をは
じめました。それが「ロバの会」です。私たちは、ロバの会が地域の子供会としての機能をはた
すことができることを願っています。

桜本保育園の卒園生だけではなく、共かせぎをしている地域の人たちから学童保育をつくって
ほしいという要望は強く、保母と桜本学園の教師、それに地域住民からなる実行委員会は市当局
との2回の交渉で、①ロバの会を市の委託事業として認めること、②助成金を4月から出すこと
を要求してきました。

4月7日の「学童保育説明会」の席上、市の民生局の課長は、委託事業として認めるという市
の見解を示し、同時に、10月から予算化されていたものを5月から実施したいと言ってきました。
私たちは大筋においては市の誠意に感謝しながらも、20名のこどもしか対象にしてい
ない予算額を不満として、継続して市との交渉を続けることにしました。

現在、こどもの数は流動的ですが、4名の障害児をあわせ、40名は毎日来るようになりまし
た(そのうち半数は同胞子弟)。地域での民族差別に打ち克つにはどのようなことがなされれば
いいのか、こどもの可能性をひきのばすには、低学力を克服するには、仲間づくりをするには……
…このような大きな課題を背負いながら、ロバの会は歩みだしました。

何も整っていないところからはじめたので、遊び道具、本、おかね、それに人手が足りません。
民族差別と闘おうとする全国の友人に、支援・協力を仰ぎます。

ロバの会教師一同



—大阪—

“ T E F ”

活動に参加して

金 相 明
キム サ ミヨソ

在日大韓基督教会総会は、T E F（神学教育基金）の協力を得て、昨年3月から4にかけて、約20日間“実践神学教育”のプログラムを持った。これは、同胞の解放の業に参加することこそが我々の宣教の課題でありイエスが指し示したところの人間の“解放”に主体的に関わっていくことであるという聖書理解に基づいて行なわれた初めての試みであった。

全国から牧師1名、婦人1名、青年6名が同胞の密集地域である大阪の猪飼野に集まって行なわれたこのプログラムは、朝9時から夕方5時までは地域の調査、家庭訪問、同胞が経営する工場での労働、夜は神学や地域運動論の学習、そして一日の総括というかなりハードなスケジュールであった。

以下、短期間であったが、この活動の報告と感想を述べてみたい。

■ 我々の見た 猪飼野

我々が猪飼野について持っていた予備知識は、朝鮮人が多く、朝鮮市場があってキムチやにんにくがふんだんに売っており、そして朝鮮人は貧しいというぐらいであった。しかし、そう簡単に一まとめにできない朝鮮人の現実が、簡単に一まとめにただけではどうにもならない朝鮮人の現実が、そこにあることを知るのに、我々はそう時間がかからなかった。朝鮮人といっても、大きな家に住んで裕福な生活をしている人も少なからずあった。しかし、多数の朝鮮人は道路から奥まった狭い路地に面して密集している家や、一日中、日当たりのないアパートに住んでいた。

そんなアパートに一人で寝たきりで住んでいる老人は、訪問した私の質問に答えようとしないで、「君らは、同胞の為に活動していると思う。本当に感謝する。君らの活動を祖国の統一に向けて続けてくれ。我々の代で分裂した祖国を君らの代で統一してくれ。私の夢は統一した祖国で死ぬこと以外何もない。もう私は統一した祖国を見ることができないかも知れんが、君らの手で必ず成し遂げて欲しい。」と言うだけだった。この老人の部屋には、北朝鮮の金日成主席の写真が掲げられ枕元には、創価学会のパンフや聖教新聞が積み上げられていた。この矛盾した現象がそのままこの老人の生活を表わしていた。彼が祖国統一を夢見ながらも、自分の生きている間にそれが成し遂げられるのだろうかという不安が、何かにすがりたくさせているのではないだろうか。

猪飼野の街を歩いていると、朝鮮語がよく聞こえてくる。大きな声で話している。彼らは、忙しそうに駆けまわっている。生活に追われてかどうかは知らないが、それを見ているだけで生命の息吹を感じさせる。

私たち朝鮮人のすべての運動は、あの老人の民族に対する思いと、人々の息吹を基に、しかしなおかつ何かにすがらなければ生きていけない抑圧された現実を変革していくものでなければならないだろう。

我々の見た猪飼野をまとめれば次のようになる。

- a. 朝鮮人だけでなく、猪飼野の産業のほとんどが家内工場である。
- b. それらは、ヘップ、鉄工所、塗装工場、メッキ工場等の公害をもたらすものである。
- c. 日本人の家と朝鮮人の家は混在しているが、それぞれ数軒あるいは数十軒以上かたまっている。
- d. 小さいアパートに世帯数が多い。
- e. 表札は本名がめだった。
- f. 生野区（この中に猪飼野がある）は大阪市でも一番火災が多いのに、消火栓が少ないようだった。
- g. 密入国者が多い。 等。

■ 同胞の悩み

猪飼野に住む朝鮮人は、小さな工場を経営しているか、あるいはそこで働いているかである。夫婦共働きが多い。男は工員、女はヘップの貼り工をしている。二人あわせ収入は一般家庭より多い。しかし、共働きによって生じる余分な支出も多く、何よりも不況になれば職の確保がむずかしくなる。従って子供の面倒を見る余裕もない。住宅環境もよくない。出来れば引越しをしたいと思っても、他の場所で職を見つけることもむずかしく、あっても猪飼野の生活よりよくなるという保証もない。生活手段の確保と子供の家庭教育の不充分さ、彼らの大きな悩みである。我々が家庭訪問しながら児童手当の問題を出しても、「もらえれば、それにこしたことはない」という程度の反応しかなかったのも、問題はもっと奥深いということと思う。

我々は、プログラムの最後の日に「地域同胞の集い」という形で住民集会をもった。地域の同胞から自分たちの抱えている問題を出してもらおうという企画であった。そして、そこで問題になったのは子供の本名問題についてであった。同胞の子供たちは小学校では大部分日本名を使用しているが、中学校からは本名を名乗るように学校から指導を受ける。そんな実態の中で、子供たちは母国語も知らないし、それまで何の準備もなく戸惑ったりショックを受けたりしているということが話された。教育に関する親の悩みであり、民族教育の重要性を我々に痛感させた場面でもあった。

また、身体障害者で煙草屋を営むPさんは訪問した私にこう言うのだった。「日本人の身体障害者は、その進度に従って国なり地方公共団体からいくらかの年金が出るが、朝鮮人には何の保証もない。私ができる仕事と言えば、一日中座っている煙草屋ぐらいしかない。その煙草屋をするにしたら、地域の人々から信頼されている人に限る、というふざけたきまりがあって中々朝鮮人はできない。私なんて、まだ恵まれている方かも知れない」と。

在日朝鮮人にも身体障害者がいる。こんな当たり前のことが、私の盲点であった。生れながらにして、あるいは不慮の事故で生活にギャップを負わされた人でも、在日朝鮮人というだけで社会から見放なされてしまう。

■ 同胞の置かれている立場

我々が家庭訪問を通じて様々な活動をしていった時、突然民団大阪府本部から「待った」がかかった。我々の活動が朝総連の民団切り崩しではないのかということ、何故民団の許可を得ずにやっているのかというものだった。我々の代表が民団大阪府本部に行き、「我々の活動は、キリスト教の精神に基づき、同胞の生活向上のためにやっていることだ」と言ったら納得してくれた。また、我々が家庭訪問した時、必ずと言っていい程、「お前は、民団か総連か？」と聞かれた。返答に困って「教会から来た」と言うと、戸を閉めてしまった話を聞いてくれない家もあった。我々はこれらのことを通して、在日朝鮮人は、否応なく政治的に分断され、その中で苦吟しているということを思い知らされた。

■ プログラムを終えて（反省）

僅か、20日間の短いプログラムで何もできず、何も学べなかったが、それにしても、我々の活動は不十分なものであった事を率直に反省しなければならない。一日一日の活動に何の目的も持たなかった事があったため、何が猪飼野の同胞の問題であるのか知ることができなかった。しかし、20日間猪飼野の地域をまわったことによって、問題の一部に触れることができたように思う。猪飼野で学んだ事を現在自分が生活しているところで、どのように生かしていくかが我々の課題になっている。

今年も在日大韓基督教会総会では“実践神学教育”のプログラムを持つ、我々以上の成果を期待したい。

（関東民闘連）

● 教育実践報告 ●

講演

在日朝鮮人教育の一つの指針(4)

小 田 光 康

(県立尼崎工業高校教諭)

■ 教師を支える生徒の言葉

私は今年で5年目で、建築を教えています。失敗ばかりしながら、しんどくなったとき、いつも頭に浮んでくることは、まず、僕が朝問研の顧問になろうと思って、朝問研の部室に行った時、その時の部長の子が言った言葉です。「先生、大学まで出て、こんな尼高に来て、なんですきこのんで朝問研の顧問になるねん。もっとおもしろい仕事で出世したらええやないか。日本人ちゅうのは、とことんいったら逃げるからなあ」ということを言われました。それが、しんどい時に頭に浮んできて、頑張らなあかんということで——子供の後についていくことしか出来ませんけれども——やっているわけです。それから、卒業生が一年半ぐらい働く中で、学校に来て言ってくれた言葉も頭に浮びます。それは 俺は尼高に来て、日本人がわしら朝鮮人に何をしたんやゆうことがわかってきたんや、俺がとことん変ったんは、関東大震災の話を聞いた後なんや。日本の子にもしんどい話していくと、わかってくれる子はおるんや、けど俺はやっぱり信用でけへんのや、ほんまは信用したいんやけどもな」「女の子とつき合うと、俺はうそを言うのいややから、最初に俺は朝鮮人やと言うんや。言うたとたん女の子はころっと態度が変るんや」「職場にいて、朝鮮の話になると日本人は二つのタイプしかない。一つは、こと朝鮮の話になると一オクターブ声を低めて陰でこそそそ話をやったりか、あるいは俺はそんなんは関係ない、無関心や

と、そういうポーズをとりつづけているかどっちかや。これは、やっぱり日本の学校の中で朝鮮と日本の関係や歴史をきっちりと教えていない日本人の教師がおるからなんや」というようなこと言われたんです。その子も本名で働いているわけですけども、そういうことが、やっぱりいつも繰り返して出てくるわけです。

■ 差別企業に向きあう我々の姿勢

先程、話がありましたけれども、僕ら日本の教師が、就職を目前にして企業に物が言えるのは、やっぱりとことん子供のふところの中に入っていって、怒られ叱られもって、お父ちゃんとかお母ちゃんの話を開かしてもらい、その時俺はどう向きあっていくのかということがない限り、日本の企業に向って物が言えないと思う。日本の企業が、かろうじて反転していくのはやっぱり子供の話、子供がどんな所で生きて来たのかという生き様と、お父ちゃんとか、お母ちゃん働いている姿しかなかったわけです。だから繰り返し子供の話を企業と対面するとき出していくわけです。

去年の場合で言うたら、世界的な不況といわれる経済不況で——工業高校ですからほとんどの子が就職するわけですけども——非常に厳しい状態がやって来たわけです。そんな中で、昨年度は大企業に入れるという傾向があったんですけども、僕らはいつも、大きいからいいとか、小さいからどうという話

じゃなく、「お前の闘っていく場所はどこな
んや」言って、そして子供が1人1人腹を決
めていくうちにそういう形になっていったわ
けです。その中の2・3人の子の話を紹介し
ながら、企業と向きあっている（あるいはい
きつつけている）その底にあるのは何なのか
ということを中心に話をしていきたいと思っ
ます。

— P君とその母の場合 —

神戸の臨海に三菱重工という大企業があり
ますけれども、そこにPという子が昨年初め
て本名で入っていきました。その子がお母ち
ゃんのことを書いている作文を紹介したいと
思います。

— 私の母は、子供だけには自分の受けた苦
労を絶対にかけたくないと、人の2倍も3倍
も頑張ってきた。1人でしんどいことを背負
って来た。私は幼い頃からそれに甘えて母の
腕の中でぬくぬくと育って来たと思う。母は
人の面倒見がよい。地方から出て来ているお
客さんも“お母ちゃん”と言って頼りにして
いるぐらいだ。（このお母ちゃんはスタンド
で飲み屋を経営しているわけです）母のこれ
までのことを聞けば聞く程気が遠くなる感じ
になる。母はまったく働くために生れてきた
ような人だ。朝鮮が日本の植民地にされ、そ
こで生きていかれなくなって、一家が日本に
行くことになった。母が8才の頃だ。その当
時のお金で1円たらなかったためだ。そのため、
たった1人長女だった母だけが残される
ことになる。駅で“オモニ”といつまでも
泣きつづけたそう。叔母の所で生きるため
仕方ないことだと言われ、一軒一軒残飯を
もらいながら生きていた。日本では紡績工場
で朝6時半から晩8時まで家族の面倒を見な
がら、父と結婚するまでの9年間ずっとそこ
で働きつづけた。弟や妹のオシメの洗濯、両
親や弟妹の食事の準備をして工場に行くので
朝も昼休みの後も、いつも遅刻していた。そ
れでも、仕事だけは誰にも負けていなかった。
そのことを母は「今の子やったら死んでしま
うで」と言う。—

このお母ちゃんは18でお父ちゃんと結婚

するわけですがけれども、結婚したとたんにお
父ちゃんは日本の軍属として南方諸島に狩り
出されていくわけです、いわゆる内鮮一体と
いうスローガンの下で。そこでは鉄砲を持た
されずに、大砲の弾を運搬していたわけです。
そして解放後、建設工事に携りながら、仕事
を転々とする。ところが、戦争の時に受けた
傷がもとで、体がだんだんと弱っていくとい
う中で、ある日ディーゼルの下敷になるわけ
です。それで寝たきりの生活を続けなければ
ならないというようになるわけです。で、お
母ちゃんは、彼が中学校の時に、小さい子供
を抱え、お父ちゃんの看病と生活を成り立た
す為、朝から晩まで、忙しい時には朝の5時
まで働らきながらやって来たわけですがれ
ども、体がクタクタになり、ある日発作的に猫
いらずを飲むわけです。その日は何も知らな
い子供が学校に行く姿を見送って、部屋に入
って猫いらずを飲むわけです。で、無意識の
うちに岡山にいるお母ちゃんのお母ちゃん
（お婆ちゃん）に電話をかけるわけです。

“お母ちゃん、もうあかんねんや。私疲れた
わ”言うてね。で、岡山から尼崎の警察に1
10番して“今娘がこんな状態や、行ってく
れや”と。それで、警察が駆けつけて病院に
送りこまれる。そして命をとりとめたことが
あるお母ちゃんなわけです。

このお母ちゃんは、P君の担任が内臓をこ
わして入院した時、息子をつれて見舞に来て
「実は先生、私はこんなことがあったんや、
あんたも頑張らなあかんで」と言ってその教
師を励ましてくれたわけです。そばにいた息
子は、そのことを黙って聞いていたわけです。

P君は就職を決めるときに、こんなことを
言いました。「僕は、ほんまやったら同胞の
企業に入っていったら、頑張っていきたいん
やけども、現実考えたら日本の企業に入っ
て、技術を身につけて頑張らなあかんねや。
そやけども俺は朝鮮人や、本名を名のって朝
鮮人として就職して、朝鮮人として恥しくな
いところで働いていくんや」ということを言
いました。彼が、三菱重工に学校が出す書類
の中に入れてくれと言って書いた作文は、こ

んな形で結んでいました。

— お母ちゃんは字を取られた。青春を取られた。働いて働いて、力取られて病気にさせられた。お父ちゃんはスコップ持たされ、南太平洋の島につれていかれ、人殺しの大砲の弾運ばされた。そして、何の保障もないまま一生カタワにされた。お母ちゃんは俺と話をしている時、口癖のように「もう話にならんわ」言うてこぼしよる。それを俺は、その話にならんのを話にして受け継いでいくぞ、これからも父母にしてもらった事を忘れんように、早く両方とも楽させなあかんねや。—

で、彼がそういう形で就職して、働いていくわけですが、2・3ヶ月経つと、その職場に自分以外に4人の在日同胞がいることを知ります。ところが、その4人は日本名で就職しているのでわからないわけです。もし、わかったらそばに寄って話をしたいと思うわけですね。そのことを家に帰ってお母ちゃんに、実はこうなんや言うて話を出していくわけです。するとお母ちゃんは子供にこんな形で励ます言葉を投げつけていくわけです。それは、「生意気なこと言うたらあかん。お前は朝鮮名で日本の企業の中で働いている。それを同胞がどこかでちゃんと見ているんや。お前が頑張っている姿を見ている。いつか知らないけれども、話がしたいと思った時に必ずお前のところに来て、その子の方から話かけてくるやろ。それまで朝鮮人として恥しくない仕事をやっていかんかい」という話をね。僕はそういう聞いやなとお母ちゃんの話から教えられるわけです。母と息子が三菱重工に向きあっているわけですね。

— G君とその父の場合 —

同じ学年で日本航空に就職していったGという子がいます。この子が実は腹決めたのは就職の時期がおしこまれた時なのです。最初は「俺は、お父ちゃんの後を継ぐんや。学校から就職なんかせえへんねや」という話をやっていたわけです。（お父ちゃんは家で旋盤の機械一台かまえて仕事をやっているわけです。実は、お父ちゃんとお母ちゃんは別居生活をやっているわけです。お母ちゃんの方

に姉さんが住んでいて、お父ちゃんの方にGが住んでいるわけです。で、お兄ちゃんもいるわけです。兄ちゃんはその時病院に入っていました）で、担任が今の時期にしか企業と喧嘩でけへん。お前の持つとる姿でとことん喧嘩せんかいと言う。喧嘩といっても、一般にいう喧嘩じゃなく、受験する事で企業と対峙するということです。

Gの兄ちゃんは兵庫県の進学校で有名な普通高校を出て、国立一期校北海道大学の法学部に入って、4年後、就職しようと必死になって受験していくのだけど、なかなか決まらないわけです。そこで何を考えたかという履歴詐称を考えたわけです。大学卒をとばらって高卒という形で履歴書を作って受験していきます。就職できました。僕ら日本人が履歴詐称といえば逆ですね。高卒を大学卒という形で、というのは聞くこともあります。そういう形で兄ちゃんは職場に入って一年ぐらい経つと、やっぱり身を引いてやめていくわけです。何故かしらんけど、朝鮮人やということがわかったら職場のまわりの見目が変わっていくわけですね。で、兄ちゃんは転々として、最後にとことん精神がいかれてしまうわけですね。そして病院に入ります。そのことを見て、お父ちゃんは、やっぱり日本の社会の中に、日本の企業の中に息子が踏みこんでいくと命までも奪いとられてしまうんやと言う。今度弟が、常識でいうたら日本の大企業に受験するということは考えられなかったわけです。この子だけは俺の手元におきたということですね。で、内定が決った後でも、Gが「実は日本航空に決まったんや」といっても、お父ちゃんは「冗談言うな」と言っただけで、信じませんでした。会社から内定通知が来て、本当だということがわかったとたんお父ちゃんがその子に言った言葉というのは「お前が朝鮮人として日本の企業に入っていく。それも日本航空いうたら今まで門さえついていなかったんや。扉が開いたのとちがう。門がやっとこさついたんや。そういうところにお前は立っとなやで。」ということです。それからのお父ちゃんは、以前だったら子供

が学校に遅刻しても、休んでも何も言わなかったのが、お父ちゃんが早く起きて、子供を起して“学校行かんかい”という。Gも、もともと頭のいい子だけれども、どうせ親父の後を継ぐんやからと、あまり授業に熱心でなかったのが、必死になって勉強しました。

この話も、父と息子が企業に向っているんだなということを教えてくれるわけです。

(つづく)

在日朝鮮人・韓国人 子弟の実態調査について

一横浜市教職員組合教育研究集会
「人権と民族」分散会より一

山 本 すみ子

■ 何故実態をつかむ必要があるのか

市教委発行の社会科副読本「横浜の歴史」における朝鮮人差別問題を取り上げていく中で、この「人権と民族」分散会は成立しました。関東大震災における朝鮮人虐殺が「朝鮮人事件のようなおそろしいわざや略奪から身を守るために市民も自警団を組織して……」という文章で記述されていることに象徴的に示される差別性に対して、私たちは書き換えをせまっていきました。前記部分を「市民は自警団をつくり、自らの身を守るために努力したが、デマなどによって罪のない朝鮮の人々が殺されるという不幸なできごともおこった。」と字句訂正を行って「差別する意志は毛頭ありませんでした」と編者を居直らせた以上のことはできなかったのです。が、数次の交渉は私たちに、「差別する意志は毛頭ない」という日本人の歴史的責任を免罪する意識をどう克服していくのか、更に、現実にある差別をどう克服していくのかということを追ったのでした。

そして、昨今の教研集会で李殷直氏の提起（後述）を受けて、一層その感を強くしまし

た。しかし、まず突き当たったのが、偶然の機会で自分が担任したりとかの例外的な場合を除けば、私たちが知っている在日朝鮮人、韓国人子弟の現情は関西のことだけだったということ。私たちは横浜のことについては数少ない個別例と、何となく憶測で語られていることだけだったのです。

■ 横浜市の教育方針 一 同化教育方針

昨年8月30日、横浜市教委との交渉を持ちました。指導課長は、「私たちは国際的平等、協調をめざしている。だから朝鮮人子弟と言えども、日本人と同じように扱うようにしている。だから、朝鮮人ということで調査をする必要も感じないし、又、やっていない」と教育方針を述べています。又、小学校824人中中学校264人の在日朝鮮人・韓国人子弟が在籍していることを明きらかにしましたがこの数字は5月の学校基本調査で調べている外国人児童生徒数であり、中国人等を含んだ数字であることが後で解っています。更に、就学時の取扱いについては、「民族の自主性を尊重して」就学通知書を発送していないと答えていますが、これは無責任な自己合理化であり、本当の意味で民族の自主性を尊重するのなら、日本人と同じように扱う教育方針と矛盾するのではないのでしょうか。

朝鮮人・韓国人の場合、区長に就学を願出れば無条件に就学を認める形で民族の自立性を尊重するという革新市政の教育方針は、民族性抹殺の教育方針と言わざるを得ません。教委の方針を正していくことは重要です。

■ 区役所学籍係での調査から

各区役所学籍係に電話を入れました。「明きらかにすること自体が差別なんだ」とする「良心的」意識・「学校は指導要録に本名を記入しないので困る」という官僚的（朝鮮人管理主義的）発想を述べてくれた担当者もいました。半数の区が何とか回答してくれましたが、教委の学校基本調査（学校からの報告の集計）よりはるかに大きい数字にがく然とします。区の調査は小学校に入学する際の外

国人就学願を集計した数で、若干の誤差があるかもしれないけど、中国人等を含んだ基本調査を下まわることがあっても上まわるはずのないものです。

小学校分		教委調査 (外国人)	区 学 籍
	鶴見区	111	42 (小1のみ)
	神奈川区	82	151
	港北区	89	123
	旭区	27	36
	金沢区	37	49
	緑区	9	19

■ 教師意識の反映としての数

実態というものは具体的な人間関係の中でしか握めないものだと思いますが、とにかく実数だけでも把握しようとアンケート調査に乗り出したのです。私たちが教職員組合で公認された機関であることを利用して、執行委員長名で全分室（小中学校）にアンケートを依頼しました。繰り返し電話で催促して、小中合わせて324校中284校から回答を得ました。集計結果は、今後の実態調査の足がかりとなると同時に、教師意識をかなりはっきりと反映していると思います。90%の回収率で小学校526名、中学校189名の在日朝鮮人・韓国子弟の在籍が確認されましたが、区役所で開いた数との予想以上のちがいにびっくりします。

小学校分		区 役 所	分会調査	回 収 率
	鶴見区	42 (小1)	18 (小1)	18/19
	神奈川区	151	42	16/19
	港北区	123	57	19/23
	旭区	36	13	15/20
	金沢区	49	28	12/12
	緑区	19	5	16/22

在日朝鮮人・韓国であることを知ったのが家庭訪問や本人との話からというのが47

校、前担任からの引継ぎでというのが27校でした。一方、保護者に書かせる家庭環境調査票で確認したというのが91校ありますが、かって指導要録に本籍欄があったため家庭環境調査票にも必要だったのが、要録に本籍欄がなくなったため調査票からもなくなってゆく傾向ですから、ますます埋れていくのではないかと思います。その他の公簿によって知ったというのが175校で、そのうちの中学校16校が、小学校から来た書類で確認ということです。たいていの小学校は中学へ送る書類に通称しか書いていないようです。又朝鮮人・韓国子弟と知っていても指導要録には通称しか記入しないという学校が65校ありました。

日本読みを含めて本名を名乗っている子供が20校21名いましたが、反面、無条件で通称名で呼ぶと答えた学校が138校、申し出のないかぎり通称名で呼んでいるというのが34校ありました。

しかし、本名を名乗る子供・朝鮮人・韓国であることをみんなが知っている子供に対して子供の中で差別が現実的におこっているのです。

F中の例：西区1年に本名で通っている韓国籍生徒一名在籍。現在いる韓国人生徒の編入後、トイレに「朝鮮人は帰れ」という落書きがあり、学年主任等が気を配った。その後その子はクラスに多くの友人ができ、よい校反関係を持ち、そのような問題はなくなった。

G中の例：金沢区4名在籍。小学校時代より、ある生徒から石を投げられたり朝鮮人とののしられたりケガをさせられたこともある。中学生になっても、その生徒とのもめごとが続き、母親が交番にかけ込むこともあった。現在は学校側が調停役となり、以前のような状態はなくなっている。（朝鮮人女生徒の例）

又、卒業式で本名で名前を呼ぶというのは11校だけで、卒業証書には本名を書いても呼び名は通称だというのが73校あり、証書にすら通称名だけというのが65校でした。証書にだけは本名を書くのも、あくまで公簿であるという理由だけのようですが、中には

証書を2枚作って式の際には通称名を書いた証書を渡し、あとでこっそり本名を渡すという「教育的」配慮をしている学校も2校ありました。卒業式での名前の取り扱いを学校だけの判断で決定しているのがおよそ半数でした。

■「見えない朝鮮人」でなく「見ることで見えない日本人」の問題

アンケートを集約する中で私たちが最も強く感じたのは、問題が「見えない朝鮮人」ではなく、「見ることの出来ない日本人」にあるということです。アンケート依頼に対する反応に顕著に表われてきます。

管理職と相談した結果、明きらかにすべきではないとの結論に達したので回答を拒否する。（保土ケ谷区K小3名在籍）

みんな同じように教育し、親の申し出によって通称で呼んでいる。あまり朝鮮人だからと言って明きらかにすべきでない。（鶴見区K中9名在籍）

赴任してきた時管理職から、この学校では「朝鮮」「部落」という言葉はタブーだと言われた。（南区O中6名在籍）

そして、次のA小（緑区在籍0）にみられるような見ないことを合理化する論理がまかり通っているのです。

「ひとりの在日朝鮮人が名前をかくして入学した場合、それを日本人だとか朝鮮人だとかいう民族の異同で感じとるのでなく、一人の児童として感じ、わけへだてなくとりあつかい、教育していくのが通常の教師の心情ではないでしょうか。一人の在日朝鮮人が個人の自由な（社会的制約は別にして）希望にもとづいて入学してきたものを、君は抑圧されている、名前は朝鮮名で、言葉も朝鮮語で言え、服装もチョゴリを、と言うことこそ、ことさらに民族の異同に固執し、個人の尊厳を教条的に否定し、権力の策動イコール国民全体の意識にすりかえるあやまった思考と言わなければならない」（抜粋）

この文章の差別性を一つ一つ批判していくことも大切なことだと思いますが、あまり有

益とも思いませんので、私たちはここでは、この「見ないこと」を合理化する論理を片目でにらみながら、昨年の教研集会での李殷直氏の提起を受けとめていかなければならないと思います。

日本人学校に在籍する在日朝鮮人の子供の98%が日本名を名乗っており、その子供たちは毎日の生活の中で民族的劣等感を植えつけられている。朝鮮人であることを隠すことが、やがて民族を憎悪することになる。日本人教師にはとうていわからないが、日本人として教育を受ける子供たちの内面の深刻な問題として進行している。とにかく、本人が泣いて反抗しようが、親が何と言おうが、教室では本名で呼んで欲しい。

そのような李氏の提起を真剣に受けとめていかなければなりません。小学校では潜行して事態は進行していても、中学校では非行の問題として在日朝鮮人・韓国人子弟の問題が顕在化しているというのが5つの中学校からの回答の中にありました。「子供たちの内面で進行している人格の破壊が私たちには解っているのか」との問い返しの中でしか、子供たちとの具体的な人間関係はないのではないのでしょうか。

■「いかに教育するか」ではなく「いかなる関係」を作るか

日本人化を強制する同化教育を克服していかなければなりません。しかし、私たち日本人に民族教育が可能なわけありません。私たちにできることは、子供と互いに朝鮮人・韓国人——日本人として認め合う関係を作っていくことだと思うのです。朝鮮人・韓国人教師のところへ連れていくことは私たちにできて、民族教育をやってゆくのは彼らの仕事でしょう。

相互に異民族として認め合う関係——それは、やはり本名を呼んでいく努力の中から作られていくのではないのでしょうか。

私たちはまた、学校の中だけにとどまらないで、朝鮮人・韓国人との共同の作業として朝鮮文化の豊かき、3・1万才運動に見られ

る朝鮮民衆の力強い闘い、朝鮮の歴史の豊かさ、朝鮮人のすばらしさを知り学んでいくことが必要だと考えています。

そのような努力の中で、朝鮮人・韓国子弟と私たちとの共生の関係——教師が子供に何かを教えていくということでない関係——を作っていくことが大切だと思うのです。

（市立市沢小学校教諭）

申京煥氏裁判（2） —在日韓国・朝鮮人の 在留権獲得の闘い—

有 吉 克 彦

〔4〕申京煥氏裁判の性格

—「原訴訟」と「新訴訟」

前号分を書きあげたころ、次回公判の期日が決定した。公判の日時、および証人名とその内容を記しておく。

- ・ 6月25日 午後1時～3時
- ・ 東京地裁民事第3部法廷
- ・ 証人（原告側申請）

金 泰浩氏

井熊一郎氏

・ 主な尋問事項

- イ. 日本への渡航の歴史
- ロ. 「ヨンコーバ」に定住後の生活状況
- ハ. 原告とその家族の生活状況
- ニ. 原告の刑事事件について
- ホ. 在日韓国人としての原告の強制送還に対する所感
- ヘ. その他

（以上金泰浩氏）

- イ. 証人が「ヨンコーバ」に居住するようになった経過
- ロ. 「ヨンコーバ」の状況および原告の刑事事件について
- ハ. その他

（以上井熊一郎氏）

申京煥氏の裁判は、在日韓国人・朝鮮人の在留権をめぐる闘いの非常に重要な意味を有しており、申氏の裁判に勝訴することはきわめて緊要であるといえる。今回は、支援運動サイドにとって公判（訴訟）活動への協力の充実・強化のため、いま一度、裁判の性格について述べることにする。

（A）まず「原訴訟」について考えてみる。

いわゆる「原訴訟」と呼ばれているのは、先にも指摘したように①主任審査官の退去強制令書発付処分（以下退令発付処分という）と②法務大臣の裁決処分（以下法務大臣裁決という）の取消を求める訴訟のことであり、通常行なわれる退去強制処分取消裁判のパターンである。

入管令の規定をみると、主任審査官の退去強制令書発付処分は機械的手続きであり、容疑者（退去強制事由該当者）が口頭審理の請求をしない場合、法務大臣に対する異議の申出をしない場合、また法務大臣によって「理由なし」と裁決された場合には、「主任審査官は……すみやかに第51条の規定による退去強制令書を発付しなければならない」（令47条4項、48条8項、49条5項）とされているのである。したがって主任審査官の退去強制令書発付処分は、事前に行なわれた手続、処分に拘束され、きわめて義務的・自動的なものである。すなわち、主任審査官による退去強制令書の取消は、その事前に行なわれる処分——法務大臣裁決の取消が必要になってくるのである。もちろん、主任審査官の退去強制令書発付処分は、前記の事前の処分が前提となるのであって、退去強制令書発付処分はその継承であり、退去強制令書取消請求のみでも誤りではないと考えられる。

そこで、この法務大臣による裁決処分について検討を加えてみる。まず、法務大臣裁決に至る事前の手続および処分は、

- ① 入国警備官による違反調査（令27条）
- ② 入国審査官の審査と認定（令45条1項47条1項、2項）
- ③ 特別審理官の口頭審理と判定（令48条3項、6項、7項）

となっており、そして特別審理官によって、

「認定に誤りがない」との判定がなされれば
つきに法務大臣に対する異議の申出ができる
こととなっている（令49条1項）。

異議の申出に対して法務大臣は申出に理由
があるかどうかを裁決することになるのである
（令49条3項）が、仮に異議の申出に
「理由なし」と認める場合でも、その者の事情
によって、特別に在留を許可することができる
（令50条1項）となっている。いわゆる
“50条裁決”とも呼ばれている。

「原訴訟」とはこの“50条裁決”の違法
性を主張し、その取消しを求めているのである。
すなわち、「原告が、前記の懲役刑の確定
により出入国管理特別法6条1項6号に該
当するものであることは明らかであるが、被
告法務大臣が原告の異議申立に対し特別在留
を許可しなかったのは、同人が特別在留許可
に関し有する裁量の行使を誤ったものである。
……（理由は略）……協定永住者である父母
の家族である原告の退去強制については、前
記日韓両国政府発表の諒解事項第6項が適用
されなければならない、もしこれが適用され、
人道的見地から妥当な考慮が払われるとすれ
ば、原告を退去強制することは許されず、特
別在留を許可する以外の結論はないだろう。
……中略……したがって、被告法務大臣は原
告の異議申立に対して特別在留を許可すべき
であったにもかかわらず、これを棄却する旨
の裁決をしたのは、同人が有する裁量権を濫
用したか、その範囲を逸脱して裁量権を行使
したかによるものであって違法たるをまぬが
れない。よって、法務大臣の右裁決は取消さ
れなければならない、また右棄却裁決に基づ
いて発付された被告主任審査官の退令発付処分
も取消さなければならない。」（原告側の訴
状）としている。

しかし、国側＝法務大臣および主任審査官
は、そうした主張に対し「外国人の出入国及
び滞在の許可は、元来、国家が自由に決定し
うることであり……中略……令50条に
基づく在留特別許可の許可は判例上法務大臣
の自由裁量に属するものとされているところ
である。しかも右の許可の許可にあたっての

裁量の範囲は単に異議申出人の個人的事情の
みならず、送還事情等国際関係、内政外交政
策等を含むあらゆる事情が考慮されるきわめ
て広汎な範囲に及ぶものであって、主務大臣
たる法務大臣がその責任において裁量した結
果については、行政上及び司法上十分尊重さ
れてしかるべきものである」（国側答弁書）
という反論をしている。

国側のそうした反論もまたたしかに存在す
ることは認めるが、“50条裁決”が、国側
の言うような行政の終局的判断であるかのよ
うな主張は、行政事件訴訟法の存在自体を否
定するものとして非難に値いしよう。

したがって、“50条裁決”が法務大臣の
みに認められた自由な裁量であるからといっ
て、何をなしてもいいということには決して
ならないのである。

争点内容については、詳しく立ち入ること
を控え、今後の訴訟活動にゆだねることとす
るが、いわゆる「原訴訟」とは、この“50
条裁決”の当否をめぐる基本的な争いである。

（B）つきに「新訴訟」について触れよう。

このいわゆる「新訴訟」は、前号(3)にお
いて若干触れたが、法務大臣裁決のうち、法務
大臣に対する異議申出に理由があるかどうか
を判断する部分（令49条3項）の原処分で
ある入国審査官の認定処分を違法としてその
取消を求める訴訟のことである。

まず、退去強制認定処分取消請求の訴状を
みてみよう。

「本件処分には次のごとき違法がある。す
なわち協定永住許可を受けている日本国に在
住する韓国人に対し入国審査官が出入国管理
特別法6条1項6号に該当すると認定する
ときは、当該認定には協定永住許可を実質的
に剝奪する法的効果を有するものと解せられ
るところ、協定永住許可は以下に詳述する
とおり日本国の36年にわたる朝鮮支配の下で
本邦に渡航することを余儀なくされたものや強
制的に連行されてきたもの及びこれらの者の
子孫であって日本国がその在留を保障すべき

義務ある者であるところ韓国との国際協定及びこれに伴う国内法によってこれを法的に承認した結果によるものであるから、入国審査官の入出国管理特別法6条1項6号に該当するか否かの認定は単に形式的機械的になされるべきものでなく前記の日本国の義務に照らし、協定永住許可を剥奪することが実質的に妥当性を有するか否かを検討したうえになされるべきものである。

しかるに、本件処分は右の実質的妥当性の有無を検討することなく単に形式的に入出国管理特別法6条1項6号に該当することのみをもってなされたものであるから違法たるを逸れない。」

すなわち、訴状において主張している点は(a)入国審査官の認定処分は協定永住許可を実質的に剥奪する法的効果を有しているものであり、(b)36年間にわたる朝鮮植民地支配の結果によって本邦に在留せざるを得なかった在日韓国人に対して、日本政府はその人々の在留を保障する義務がある。したがって(c)入国審査官の認定は単に形式的機械的になされるべきものではなく、その者の事情、歴史的事情を考慮に入れて行なわなければならない。というものである。

それでは、国側はこれらの主張に対して如何なる反論、主張が行なわれているのだろうか。つぎに要点を記してみよう。

まず、入国審査官の認定、特別審査官の判定、法務大臣の裁決の一連の手続は、最終的に主任審査官の行なう退令発付処分の事前手続として行なわれる内部的な判断行為でありしたがって入国審査官の認定は、内部的な意志決定行為の一環として行なわれるもので、これによって直ちに外国人に権利・義務・法律上の地位に影響を与えるものではないからこれを行政処分ということはできない。つまり、認定は行政処分ではないのであって、当然にも抗告訴訟の対象にはなり得ないものであり、本件申立（認定取消請求）は不適当なものであると主張している。さらに、入国審査官の認定は、「自由裁量」ではなく、個々の事情、歴史的事情等による「自由裁量」は

法務大臣のみに認められており、入国審査官の段階においてそれらの事情を考慮する余地はない、と主張している。

この「認定」に対する考え方及びその主張の論拠について明らかにしたいと考えていたが、スペース等にも制限があるので、特にそれらに関しては《アジアの人権》62における「認定訴訟とはなにか」に提起しているので参照していただきたい。

つぎに、いわゆる「新訴訟」——認定処分取消訴訟の意味について若干ふれてみる。

そもそも前記“50条裁決”を争うことと認定処分を争うことに大差がないではないかという意見もある。たしかに、退令発付処分の取消を求めている点については変りない。しかし、仮り“50条裁決”によって異議申出が認められたとしても（裁判によって裁決が違法であるとされた場合にも）協定永住許可は永久に失ない、特別在留許可が付与されることとなり、在留にとってその権利法律上の地位に重大な変化を生じさせることになるのである。

入管行政の仕組みの巧妙さとも言えるのであるが、一步進んで考えると、協定永住許可が実質的に失なうことになる処分、すなわち認定処分の段階においてその違法性が認められるならば協定永住許可は在続することとなるわけである。

認定処分取消訴訟は、そこに大きな意味を見い出すことができるのではなからうか。

以上、申氏裁判の性格について述べてきたが、非常に不十分な点もあり、次号における「たたかいとその展望」において更に詳しく触れることとしたい。

（アジア人権センター事務局長）

● 論文紹介

経験と自己回復 (3)

鄭 大 均
(チヨン テ ギョン)

Ⅱ 否定的アイデンティティの引き受け Aのケース 男性20才 日本国籍

暴走族の仲間入り：

Aは高校在学中から暴走族に仲間入りしていた。どこでどのように暴走族との接触が始まったのかは分からないが、K会というグループに入り、しばしば「集会」に参加し、事故を起して相当ひどいけがをしたこともある。

Aが右翼的色彩のある暴走族に仲間入りしたことに両親が気づいたのは、ある日、Aがオートバイのハンドルに日章旗をつけたまま帰宅した時であった。AにとってK会が右翼的色彩のあるグループであったということは重要な意味をもっている。そのことはAのイメージとの関連で考察されなければならないが、そのゆきつくところはAに何をもたらしたのだろうか。その前に、Aの大学入学前後の出来事に触れてみたい。

朝鮮名の問題：

私がAに始めて会ったのは、Aが高校を卒業し、周囲の予想に反し、K大受験に成功した直後であった。私はAの両親（とくに父親）から、Aが大学に進学する際は朝鮮名を用いるように説得することを依頼されていた。両親は朝鮮名を使用しない限り入学金を出さない、という強硬な姿勢だった。当時既に、父の最も嫌うタイプの日本人（右翼的色彩のある暴走族）及び国家神道に同一化を試みていたAを見て、両親は、Aが朝鮮人として生きていくことを選ばない限り、悪循環は断ち切

れないし、そのためには、まず、朝鮮名を名乗ることから始めなければならないと判断していた。

人見知りするというAは、自宅の二階の隅で邪魔者を迎えるように私を待っていた。彼はなかなか体格の良い青年だったが、顔色は冴えなかった。両親の使者である私に最初少しおどおどしたり、視線が会うのを避けている風であったが、少しずつうちとけてきた。

話の途中から母が加わり、Aのだらしなさをあれこれ話し出し、長女のことも触れられた。その度にAは神経質そうに顔をしかめ母を非難した。

Aとの最初の出会いで、私はAが、母に対しては一定限の親近感をもっていること、しかし、それは常に父に対する感情を媒介にしており、父との間には相当な溝があるらしいこと、そして又、Aが家庭の中で強い疎外感を味わい、しかし一方で自立性を志向していることを感じた。それらは次のような言葉から明らかである。「おふくろさんが、かたがた言うから俺は何も出来ないんじゃないか、俺にやらせてくれよ」「おふくろさんがあんな奴（父のこと）と結婚したからこんなことになったんじゃないか。」Aは口癖のように「俺も正直言って」という前置きを繰り返した。

その後、何度かAに会った。彼は自分の得意の領域になると、際限なく饒舌になった。名前の問題に関して、私は、両親からの要請と、朝鮮名を用いることが当時の彼にとってもつ正当性という、二つの簡単には一致しない志向の間に立たされ、少なからず狼狽した。

私は急がなければならなかった。入学手続きが目前に控えていたからである。結局私は、「日本人化」の努力を抑圧された形で志向しているAに、「おまえは、混血だろうが二世だろうが、結局日本人として生きることはいないんだ」という父の志向を押しつけてしまった。すなわち何度目から話合いの末、Aは朝鮮名を名乗ることに同意したのである。「本当はどっちの名前だっていいんだ」そうAは語った。Aの言葉は、朝鮮名を受容していくに、十分な程、心の整理ができていることを意味しないのは明らかだった。しかし、この時点で、私は、Aの未整理部分がとり返し可能なものと考えていた。

私は早速、父に直接「決心」を伝えることを勧めた。Aはそうすることを散々渋ったが強引に促し、彼のオードバイに同集して父のいる家に向った。Aは自宅に入ることを何度もちゅうちょした。そしてその時、私は彼がまるで人間が変わったように陰悪なまなざしに変わっているのを認めた。父が眼前に現われた時、Aはもはや、饒舌な時の余裕はなかった。彼自身の口から父に一言も喋ることはできなかった。私の口からAの「決心」をきいた父は、目に涙のようなものを光らせ、Aに優しくいくつかの言葉をかけ、親子間でこの間、問題になっていたAの新しい下宿のことや経済的援助のことが語られた。するとAは、眉間にしわを寄せ、合掌するように両手を合わせ、「お願いします」というように首を垂れた。父は息子の姿に一瞬顔をくもらせた。（父には、Aのこのような動作も日本のヤクザの仕草に見える）それは、実際奇妙なしかし恐ろしい情景であった。

Aは私と二人だけの時、父のことをいくつか語っている。それらは極めて適格な評価であるように思えた。しかし、現実には父を眼前にした時の彼の態度は何を意味するのだろうか。Aは、意識的・無意識的に、父に対する反感や憎悪を形成しており、それは、ある時には父からの逃避という形で、ある時には、父に対する攻撃という形であらわれている。父の職業である文学には全く関心はないと語

る時は前者の場合であり、空手道場に通いながら「いつか父に復讐するために鍛えているんだ」と語る時は後者の場合である。そして「日本人化」の努力は、その両者の複雑にからんだあらわれであり、そのことをAは、苦しみながら、しかし極めてダイナミックに展開していった。

右翼への同一化：

Aは下宿に引越した時、神棚を設置したかった。しかし下宿は自宅から程遠くないところにあり（両親はK大の近くに下宿を見つけることを勧めたが、Aは知り合いのいないところに移ることに不安があった）両親が訪問する可能性があるので実行しなかった。（しかし、将来アパートでも借りたら是非神棚を置きたいし、そうすると何かしらホッとすると語る。）彼の下宿にはやがてその界わいでオートバイを乗り回したり、シンナーを吸引する青年達が三々五々集るようになった。当時のAの生活は、日が沈む頃に目覚め、日が昇る頃迄下宿や深夜スナックで友達と遊ぶという具合だった。大学の新学期は始っていたが、クラスに出席することは稀だった。そういう生活は6ヶ月程続いた。

私は、Aが再び自宅に戻る前、一度下宿を訪問した。部屋には、P・フオンダのポスターが貼られ、空の酒瓶が倒れ、何処からか運び込んできた交通標識が散乱していた。そういうたまたまの中での晒を巻いたAは絶えず煙草を吸いながら、チンピラに恐喝されていることやE会という右翼グループに接触していることをもらしてくれた。

Aを恐喝したチンピラは、シンナーを扱うハスラーだった。Aの右翼との接触に関して詳しいことは分からない。前回触れたように寺社や国家神道に対する関心は中学校時代に始まっており、高校三年時の修学旅行で、伊勢・和歌山・奈良方面の寺社巡りをしたことも語られている。Aは、朝霧におおわれたうつ蒼とした木立の中から、白い装束に身をつつんだ神宮が彷彿と現われてくるような情景に何よりも魅かれるという。

「日本的なもの」「右翼」への傾斜は、父のイメージの中での否定的アイデンティティを引き受けていくことを意味している。にも拘らず、「右翼」への同一化はAの自己アイデンティティの形成に結びつかない。そのことを証在するのは、暴走族・チンピラとの接触を通して自身の名前に対する考え方の変化である。

Aは彼らと接してから暫くすると、自から朝鮮名を名乗り出し、仲間の間では、朝鮮人として通っていた。それは、仲間の間では朝鮮名を名乗る方が羽振をきかせることができたからである。(暴走族の青年達は、ソンペ、バーボ、タンペ、といった朝鮮語を日常語としている)

このようにして、Aは、一方で朝鮮人アイデンティティを明け渡し、日本人アイデンティティを取り入れながら、他方で、右翼的仲間の間では、朝鮮名を名乗っている。すなわちAの「日本人化」は完成されていない。日本的なものの中での異質性(＝朝鮮名)において辛ろじて＜場＞を確保している。それは極めて苦しい心理的宙づり状態である。

自己意識：

この生き難い状況を生きるAに慰めを与えてくれるものは、確かに彼の心理的状況を反映している。Aは中学二年生の頃からブルースに魅かれ始め、連日レコードに耳を傾けるようになった。彼の好きなブルースは、フォーク・ブルースやカントリー・ブルースと呼ばれる初期の作品で、人間扱いをされない黒人達の生活の悲しみや苦悩を素朴にうたいあげたものである。彼はブルースの世界の中に自身の厚い壁にとり囲まれ、惨めで、悲しく孤独で、時には絶望的な世界を見出し、共感を覚えたのだろう。Aは高校時代になると以前にも増してブルースに聴き入り、曲に合わせてドラムをたたき始めた。夜ふけて疲れて帰宅した両親は、しばしばAが音の洪水の中にいる姿を発見し、怒り、やがてAからドラムをとりあげた。彼は仕方なく今度は、ハーモニカに熱中し始めた。

ある日Aは孤独感について語ってくれた。「新しい下宿で、夜、空を見ていたら、ふと俺は世の中から取り残されてしまうんじゃないかと感じた」、Aが求めていたのは仲間であった。下宿に誰かれ構わず友人を紹いたのも、仲間が欲しかったからだし、「最初は、いい奴だけをいれようと思ったんだけど、だんだんよくない奴も入れてしまった」という。結局彼は、脅され、避難する処がそれ以外になかったから、自宅に救いを求めざるを得なかったのである。

おいらは街角に立っていて頭が割れそうだった。

おいらは街角に立っていて頭が割れそうだった。

おいらはひとかけらのパンを買える金も貰えそうにねえのさ。

(Tin Cup Bluesから)

1975年春。

(つづく)

訂正(前回8号掲載分)

P 17 右段1行目 見放した→見なした

P 18 左段8行目 長女→A

左段9行目と10行目の間に
(長女・在共和国)という文が入ります。

左段34行目 数々→散々

P 19 左段9行目 脱籍→脱落

以上誤植と脱文がありましたので訂正します。

労働省・労研 糾弾交渉経過報告

業務指導課長の暴言！
今まで以上の行政指導は
“逆差別を招く”

— 第5回労働省団交 —

昨年10月以来、労働省との交渉が設定されずにいたが、3月17日、5ヶ月ぶりにもれた。この間、国会でこの問題を追及すべく準備を重ね、なかば整った段階までに至ったが、秋闘、ロッキード問題等国会の混乱から実現せずに終わった。

前回の交渉では労働省の行政指導の無策、無能が追及され、課長補佐クラスでは交渉の進展が望めないとして、課長出席を強く要求して終った。その後、国会工作の関係から議員斡旋による局長あるいは課長クラスとの交渉が計画されたが、上記のような理由から実現せずに今日までに至ってしまった。

■ 義理で出席した労働省側

第5回目の交渉は、村山富市衆議員議員（社会党）の斡旋で3月17日、議員会館会議室で行なわれた。関東民闘連からは李仁夏、佐藤勝巳両代表をはじめ15名が出席。労働省側は職業安定局から望月三郎業務指導課長、岡山業務指導課長補佐、基準局から小野監督課長補佐の計3名が出席した。そして、村山富市議員及び社会党政策審議会から大沢氏が同席した。

労働省側は予定時間より遅れて入室して来、落ちつかぬ態度がありありと感じられた。労働官僚の議員に対する丁重な応待にくらべ、われわれに対する応待はまさに傲慢そのものであり、義理で出席しているのだといわんばかりであった。

■ “逆差別を招きかねない”

民闘連側は前回における若干の経過説明をなした後、あらためて職安行政のあり方を業務課長に質した。課長は「労研に関しては再度行政指導をし、問題となった件は『おわびと訂正』を書かせ労政時報に掲載させた。」として責任を回避し、「各職安機関を通じ、国籍による就職差別はしてならない、採用は能力と適性によらなければならないことなどの指導を行っている。」と実績を“誇示”するかのようであった。さらに民闘連側は、日立問題の頃より在日韓国人の就職差別の実態を調査し、現状の把握の上にたった行政指導を要求してきたが、何らされてはいない。また現実には差別が存在する以上、その対策はど



うするのかと追及した。こうした追及に対し課長は傲然と「これまでの行政指導で良いと思っている。現状については各地の職安の職員がよく知っている。別段とりたててやるとかえって逆差別を招きかねない。」と発言し「実態を知っているのなら示せ」と居直るありさまであった。民間連は受けてたつように問題化している幾つかの具体例を示したが、「あなた方が実態を知っているのならそれでいいじゃないの」「従来のやり方（行政指導が）で結好である」とウソぶいてはばからない始末であった。

■ “禁句である”

交渉に参加していた民間連側の人々は、労働省側のあまりな発言に怒りをおさえきれず徹底追及のかまえを見せた。やたらとタバコを吸い続ける課長は、民間連の発言中にもかかわらず、やおら立ち上がり議員の方に歩みより、コソコソと耳打ちするや「時間がないのであと15分で退席する」と早くも身じまいをする始末であった。浮き足たつ課長に対し「逆差別を招きかねないというのはどういうことなのか。『同対審答申』が“寝た子をおこすな”というような差別への認識と対応は、間違いであるとしている。それと同様に、そのような認識のしかたには問題があるのではないかと追及した。さらにせわしくタバコを吸い続ける課長は困惑の色をかくせず「部落問題ではなくして……」「これは解放同盟では禁句である」と前言に続き「暴言」を吐いた。

民間連は課長の“血まよった暴言”に対し鋭く追及しようと迫ったが、課長は議員に会釈するや否や席を立ちあれよあれよと言う間に部屋を出ていってしまった。他の二人も顔色をかえあたふたと課長を追うように退席した。

労働省のこの日の対応と課長の発言は、今後に大きな問題として残すこととなったが、労働省の権威主義、官僚主義があまるところなくさらけ出された交渉という観であった。

労働省は、強力な組織と力量を背景に持つ部落問題については、戦々恐々としながらも、在日韓国人の問題については、全くの関心外であり、現状無視、無方針、無政策であることが今さらのようにして思いしらされた交渉でもあった。

糾弾交渉は今まで以上に困難になることが予想され、長期にわたる戦いとなるであろう。全国の仲間の連帯と共闘が望まれる。

ミ二情報

■ 入管問題関係

・韓さん一家を守る会

韓敏央（ハン・ミナン）氏一家6人が、日本の法務大臣と大阪入国管理事務所長を相手どって起こした「退去強制処分確認等請求」訴訟の第二回口頭弁論が、3月17日大阪地裁で開かれた。

国側は準備書面で「不法入国者は日本に在留すること自体が違法であり、まったく保護されるものではない」と処分の正当性を主張した。

第三回口頭弁論は、7月7日に開かれる。

・金鐘甲氏の国籍裁判

日本に強制連行された金鐘甲氏の「日本国籍確認請求」訴訟の第二回口頭弁論が3月19日、福岡地裁で開かれた。この日、崔昌華氏（在日大韓基督教小倉教会牧師）と兼崎暉氏（金さんの主治医）の二人が補佐人として正式決定された。原告側から訴状の朗読があり、国側からは全面的に争うとの準備書面が陳述された。

次の口頭弁論は7月9日に開かれる。

・「出入国管理」の発行

このほど法務省入国管理局から「出入国管

理——その現況と課題」という入管白書が公開された。この小冊子は4～5年ごとに出されるもので、在日外国人の現況とともに、法務省、入管当局の主要には在日韓国・朝鮮人に対する対応が示されている。

定価450円、官公庁出版サービスセンターで販売されている。一般の大きめの書店でも求められるので一読する事をすすめます。

・申京煥君を支える会

神奈川朝朝研の呼びかけで、神奈川における「申京煥君を支える会」が準備されている。第1回準備会には6団体15名が集まった。さらに準備会が続けられ、近く正式発足する予定である。

■ 行政差別撤廃闘争

〔兵庫県〕

尼崎市、神戸市と県下において在日韓国・朝鮮人への行政差別撤廃が実施されているが、県当局も、3月12日の兵庫県韓国・朝鮮人福祉増進連絡協議会との交渉の席上、4月から、公営住入居差別を撤廃することを明かにした。児童手当の支給については前向きに検討中であるとしている。

〔名古屋〕

昨年10月から市営住宅への入居差別が撤廃されたが、「抽選の結果、外国人の当選者が一定数（募集戸数の10%）を超えた場合は、外国人だけを再抽選して10%以内に絞る。」と市側の募集要項が新聞に発表された。これに対し「市民の会」は「新しい装いをこらした差別が目論まれている」として抗議している。さらに、空屋募集に関しては外国人に開放しないと言う市の方針に対しても抗議をしている。

〔横須賀市〕

在日大韓基督教横須賀伝道所の金君植牧師、朴米雄講師等は4月9日、横山横須賀市長に在日韓国・朝鮮人に対する行政差別を撤廃するよう、4項目にわたって公開質問書を提出した。

同質問書の要旨は、①在日韓国・朝鮮人の権利に

ついて基本的見解を明らかにする。②横浜・川崎市などに児童手当を支給する。③市営住宅に入れるようにして欲しい。④市の職員に在日韓国・朝鮮人を採用して欲しいというものである。

なお、市側は1ヶ月以内に回答する旨約束した。

■ 郵政省・条件付きで在日韓国・朝鮮人の簡易保険加入を認める

郵便局の簡易保険加入から在日韓国・朝鮮人を除外するのは「差別行政の一環である」と抗議していた民団に対し、郵政省は条件付きで認めると差別の撤廃を打ち出し、全国の各郵便局に通達を発した。

■ 愛知県立大入学差別

民族学校出身者の受験は資格がないとしていた愛知県立大学は、昨春秋、当局が受験資格を認定したのち、日本人学生と同じ選抜試験を受けさせると対応を改めた。しかし、抗議運動体は「ポーズとして門戸を開放し、実質的には民族学校出身者を閉め出すものである。」として運動を継続している。

当のAさんは、いわゆる学則21条による受験を拒否し、学則58条に規定された、「外国人特別学生」としての受験を希望した。

■ 民族学校卒業生に門戸閉ざす専修学校

各種の技術を身につける専修学校の制度化が昨年7月の国会で「学校教育法の一部を改正する法律案」が可決されたことにより創設された。民族学校は同制度からのぞかれており、民族学校出身者の入学許可は校長に一任されている。

この問題に関し、大阪教育研究所の吉岡増雄氏が大阪府教育委員会に、民族学校出身者が受験できるように認定試験制度の創設を訴えた。

大阪府では現在約40校が専修学校として認定されているが、認可をおろす大阪府私学課では「完全に政治的な性格を持っているので、今後どのように施行されてゆくのかわか

らない。」としている。

■ 文部省「韓国語」に補助金

韓国語科に対する文部省の助成金支給を要望してきた「在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会」（代表世話人、桃山大・徐龍達教授）の努力が実を結び、桃山学院大学、国学院大学、和光学園大学、天理大学の4校にある「韓国語科」に補助金が支給された。

■ 京都互助センター「玉姫殿」の民族差別

民族衣裳による挙式と披露を拒否したのは民族差別だとして抗議を続けていた「京都互助センター『玉姫殿』の民族差別に抗議する連絡会」（KCC、在日外国人の民族教育を守る会、在日外国人の人権を守る会、関西民闘連など9団体）は、3月24日、センター側が謝罪し、民族衣裳による挙式を認め、加入者の国籍条項を削除するという確認書を連絡会と交し、“和解”した。しかし、センター側はあくまで意図的な民族差別ではないと主張している。

一方、連絡会とは別に独自に抗議交渉を続けていた民団京都本部も、3月27日確認書を交わした。

■ 第三回地域問題懇談会 ― 大阪 ―

保育所入園差別問題

生野区の保育所不足の問題が主として話しあわれた懇談会で「保育所が足りない場合、まず韓国人児童が切られ、次に障害児が切られる。一番絶望的なのが韓国人の障害児で」との実態が、障害児をもつ在日韓国人主婦から訴えられた。

しかし、その一方では日本人の母親の「韓国人の子供を入れたら、私たちの子供が入りにくくなる」とか、健康児の母親が「障害児には手がかかるので、私たちの子供が放たらかしにされる」というような反発も根強く存在しているという。

■ 樺太抑留韓国人帰還訴訟

第二回口頭弁論が4月2日東京地裁で開か

れた。被告である国側が準備書面を提出。

この日の弁論で被告側代理人は原告側が追求しているビザ発給の手続、発給の法的根拠発給要件に対して、「ビザ発給は行政上の判断である。」とし、「原告ら強制連行された者にビザが発給されるのは、可能性として考えられるということで必ず発給されるとは限らない。」と主張した。

国側が準備書面で渡航証明書発給の可能性を示唆した例として、70年12月に金花春さん一家に発給した例をあげている。一家は14人であるが、サハリンに渡航するまで大阪にいたことが当時の小学校の在学証明で明らかにされた5人へのみに発給されている。

つまり、国側は「入管令」の適用にのっとり純然たる行政処理として、金花春一家5人にビザの発給をしたものであり、帰還請求訴訟の主旨にそったケースではない。

訴訟をすすめている弁護士団は一方、日本弁護士連合会がヨーロッパに派遣する「人権機関視察団」に同行し、国連難民高等弁務官への提訴、パリのユネスコ本部内の人権機関、ロンドンのアムネスティ・インターナショナル等に問題を訴え、サハリンの韓国人問題を国際問題化しようとしている。さらに、国連人権裁判所への提訴を考えているという。

なお、日本ははまだ国際人権規約を批准してはいないが（ソ連は批准している）一日も早い批准が望まれるとともに、部落解放同盟が年間の闘争スローガンにあげているが批准にむけた運動のたかまりも期待したい。

（以上1976年3月間中）

（資料案内は今号に限り休載します。）

編 集 後 記

■前号と今月号の連載論壇に発表された二人の同胞青年の文章を読んで心うたれた。彼らは我々よりもより深い在日同胞の矛盾した社会に生きてきており、それが怒りに転化してそして、その怒りが彼らの運動を支えている。しかし、一方そういう矛盾した社会に生きながら、私はどれ程その矛盾から目をそらし、別の社会に逃避しようとしてきたことか。また、そういう同胞がどれぐらいいることだろうか。我々同胞の運動は、そうした矛盾を直視することによって意識化されていくことから始められるということを教えられるのである。

■先日、私の所属する教会の日曜学校で“子供会”をやった。30名ぐらい集まればいいだろうと思っていたのが、同胞の子供、日本人の子供あわせて85名も集った。紙芝居を見、歌を歌い、お話し(韓国の民話)を聞く子供たちの顔は無邪気だ。彼らのうち何人かが同胞の社会から目をそらし、挫折していくのだろうか。私たちの力量が試されているようで恐い気がする。

■私は春がどうしても好きになれない。すべてのものが甦える春とは言っても、それぞれがてんでんばらばらだし、強くなった陽さしのせいかホコリまで目につく。しかし、それとは関係なく、春に運動の高揚期を迎える。

(K・S)

■ニュースに対する感想がチラリホラリと編集部が届くようになった。しかし、まだまだ反響はうすい。ときどきこのニュースが民族差別に向けた闘いにどれほど役にたっているのだろうか、実際に読まれているのだろうかという疑心暗鬼にとらわれる。むろんこのニュースに対して過大な評価が得られるとは思っていないが、もう少し反響があるのではないかと秘かに期待していたのだが……。

ニュースも10号目を出すに至ったが、これからは、在日韓国人のデーターから見た実態報告あるいは調査報告のようなものを掲載してゆきたいと考えている。

■先日後輩の友人から手紙を受けとった。大学を卒業したもののやはり就職先がきまらないという。同胞の問題に対して人一倍熱心な彼女ではあるが、彼女の目前には幾重にも厚い障害が横たわっている。なんとか乗り越えて欲しいと願うばかりである。しかし、家庭の事情、女だてらに民族運動なんてと言う無理解、自立の問題、結婚、そして何よりも同胞の問題に取り組む機関の少なさ、組織のなさ……。

同胞の青年よ頑張れ、共に闘おう、今の私にはこれしか言えない。

(B・J)

発行日 1976年4月15日 №.10号 頒価 150円
発行人 李 仁 夏
発行所 在日大韓基督教会・在日韓国人問題研究所(RAIK)内
民族差別と闘う連絡協議会
〒160 東京都新宿区西早稲田2-3-18-52 TEL 03-203-7575
民闘連 郵便振替番号 東京4-30267 RAIK 郵便振替番号 東京5-30268
